

2015年5月8日衆院第二議員会館集会用 レク資料

安心/安全を「厳罰」や「第三者機関による監視」で確保しようとする愚策

## 不安/危ない共通番号：事業者に重荷、ダダ漏れ必至

～国家の国民総背番号管理政策に基づく総動員体制を担う事業者の悲哀

### 石村耕治(PIJ代表)

わが国は、一番不安、危ない③共通番号/フラットモデルの番号制を採用。

#### 【図表1】番号制モデル(方式)の分類

① 個別番号制/セパレートモデル(方式)	運転免許、パスポートといったように、分野別に異なる個別番号を限定利用する方式〔例、ドイツ、現在の日本〕
② 分野別番号制/セクトラルモデル(方式)	第三者機関を介在させて秘匿の汎用番号で紐付けするかたちで分野別限定番号を生成・付番し、各分野で利用する方式〔例、オーストリア〕。また、こうした方式を応用したモデル (variations)。
③ 共通番号制/フラットモデル(方式)	官民あらゆる分野に一般に公開(見える化)されたかたちで同じ番号(共通番号)を使う方式。マスターキーをつくるような方式。マスターキーを一生涯幅広い分野へ汎用するこの方式は、頻繁にパスワードを変えてハッカーやなりすまし犯罪などに対応する時代にはマッチしない。この方式は、危ない・不安な仕組み。〔例、アメリカ、スウェーデン、韓国〕

国民総背番号制である共通番号制は、「個人番号」と「法人番号」からなる。このうち、「個人番号」を通称で「マイナンバー(私の背番号)」と呼ぶ。

#### 【図表2】共通番号の類型



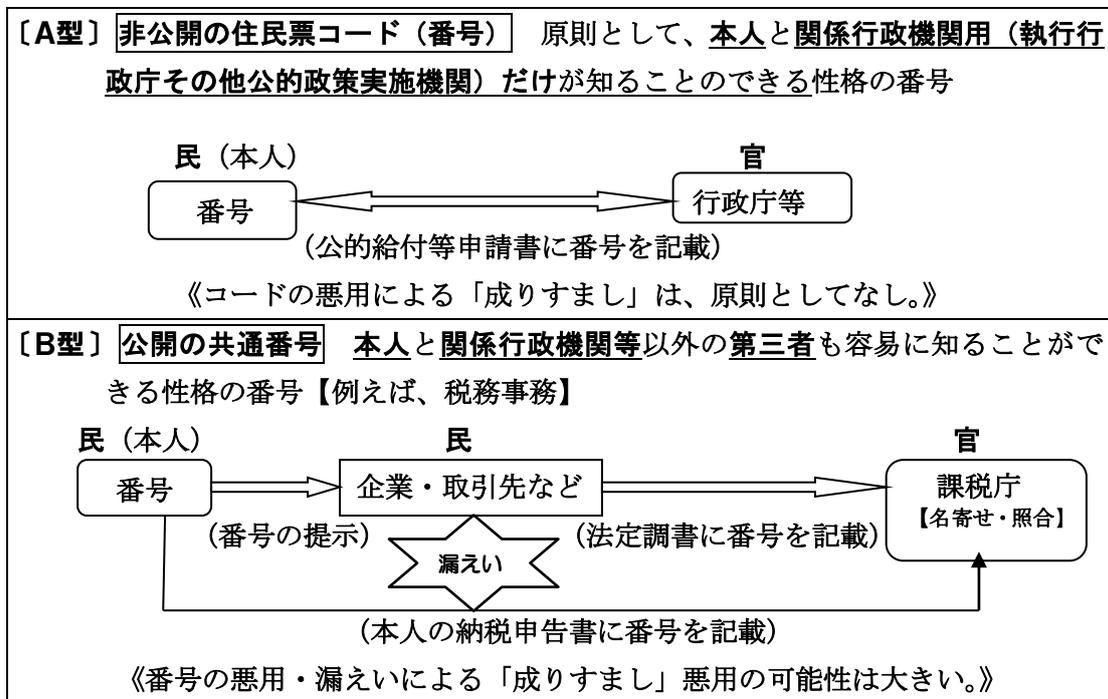
\* 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS/ジェイリス)

《番号通知カード》

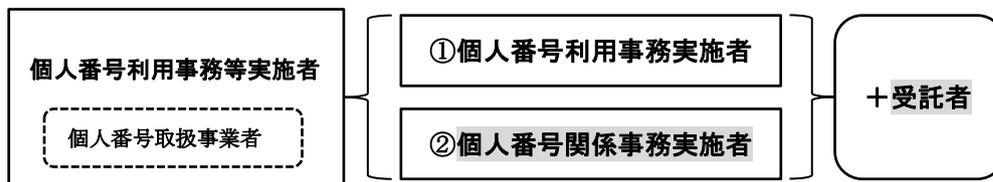
- ・個人番号[12ケタ]
- ・氏名・住所
- ・生年月日・性別
- ・発行年月日
- ・住所地市町村長名

◆住基ネットと違い、共通番号制では番号が洩れもれになる原因は

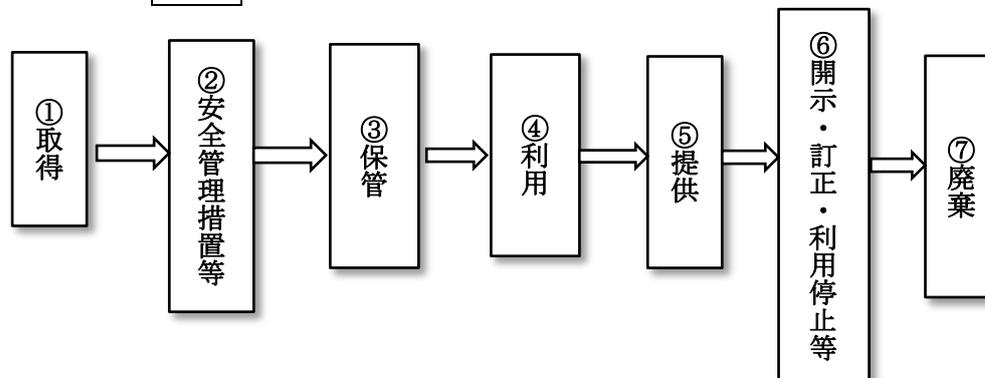
【図表3】 番号を知ることのできる者の範囲からみた番号類型:住民票コード&共通番号



【図表4】 特定個人情報取扱上の義務を負う者の類型図



【図表5】 **事業者**から見た特定個人情報等の取扱プロセス



内閣府、各省庁、第三者機関【特定個人情報保護委員会】が、膨大な特定個人情報取扱ガイドラインを公表。しかし、事業者は、本業に手一杯で、読むひまもなし。

### ◆個人番号の悪用は「厳罰」というが？

【図表6】 共通番号法に盛り込まれた義務違反に対する主な罰則

① 正当な理由なしに、特定個人情報ファイル等を提供した場合 (法 67 条)
【罰則】 4 年以下の懲役もしくは 200 万円以下の罰金または併科
② 不当な利益を得る目的で個人番号を提供または盗用した場合 (法 68 条)
【罰則】 3 年以下の懲役もしくは 150 万円以下の罰金または併科
③ 詐欺、暴行、脅迫、窃盗、事務所などへの侵入、不正アクセスで個人番号を取得した場合 (法 70 条)
【罰則】 3 年以下の懲役もしくは 150 万円以下の罰金
④ 法人（代表者の定めのある任意団体を含む）の役員や従業員が、その法人の業務に関して前記①、②、③等に違反した場合 (法 77 条)
【罰則】 その行為者+法人等も処罰（両罰規定）

### ●事例想定

会社の受付 A が、来社した外部者 B に、本人かどうかを確認できる身分証明書の提示を求めた。その際に、B が IC 仕様の個人番号カードを提示した。そこで、A は、B の個人番号カードの表面に記載された氏名と住所に加え、裏面に記載された個人番号（マイナンバー）を記録帳に記載した。この取扱には問題がないか？

### 《個人番号カード「表」》



**表面記載事項**

- 氏名・住所
- 性別・生年月日
- 写真
- 有効期間
- 住所地市町村長

### 《個人番号カード[裏]》



**IC** **裏面記載事項**

- 個人番号[12ケタ]
- 氏名・生年月日

【図表7】 個人番号の利用分野のあらまし

社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・その他 の分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続き、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が国/地方の税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等
	災害防災分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用

しかし、禁止に反して個人番号を記録したとしても、罰則がない。来社した B が不法行為責任を追及して民事の損害賠償請求訴訟を起こすなどしない限り、こうした不適正な個人番号取扱実務を止めるのは事実上困難。目に見える 12 ケタの背番号（個人番号）を導入して、官民で汎用させ、カードに記載して持ち歩かせること自体が間違っている。リスク管理上ダダ漏れになるのは防げない。

#### ◆特定個人情報保護委員会は実効ある特定個人情報の濫用統制ができるのか

わが国の人口数、小規模事業者数から、事業者に、特定個人情報（個人番号つき個人情報）の適正な取扱は全般に期待薄。加えて、特定個人情報保護委員会がこれら膨大な数の企業の特定個人情報の誤った取扱/実務を監視、監督をするのも、物理的に不可能。

【図表8】 特定個人情報保護委員会の任務とは（共通番号法 38 条各号）

- 1 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督（立入検査、報告徴求、指導、助言、勧告、命令等の権限の行使）、および苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。
- 2 特定個人情報保護評価（指針の策定や評価書の承認）に関すること。
- 3 特定個人情報の保護についての広報及び啓発に関すること。
- 4 前三号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- 5 所掌事務に係る国際協力に関すること。

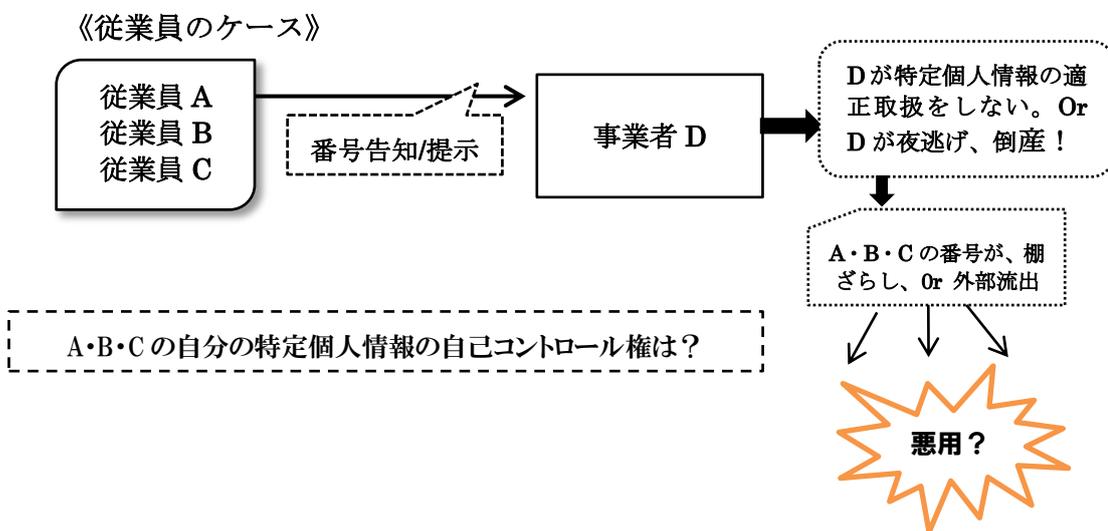
【図表9】 わが国の人口と企業数

- わが国の人口（1億2,691万人/2015年4月1日現在）
  - 法人企業数約421万社のうち、約366万社（87%/9割弱）が小規模法人企業。
  - 個人事業者は243万者
  - 企業従業者数 4,013 万人、うち小規模企業の従業者数は約 929 万人（23%/約 4 分の 1）
- \*小規模企業の定義/①製造業その他：従業者 20 人以下、②商業・サービス業：従業者 5 人以下【中小企業庁統計 2012 年 2 月時点（2013 年 12 月公表）】

◆パートやアルバイト先、講演先、原稿料の支払先などは「個人番号」の告知/提示を求め、記録もゆるされるのか

～自宅の近くに個人経営の居酒屋があり、そこでパートで働いています。2016年1月前後に、雇用主である居酒屋店主から、所得税の天引き徴収の関係か自分の個人番号（マイナンバー）を見せてくださいと言われれば、必ず告知/提示しないとイケないのか？この店主が、提示/告知した自分の個人番号を適正に取扱、管理できるとは思えないのですが、それでも提示/告知しないとイケないのか？一生涯使う個人番号の行方について不安でたまらない。

【図表10】どうなる自分(支払を受ける人)の特定個人情報の自己コントロール権？？



◆特定個人情報保護委員会への「苦情の申出」運動のすすめ

各市民や市民団体は、委員会が単なる国民総背番号制推進翼賛機関ではなく、ちゃんと機能しているのか確かめるため、身近で禁止されている個人番号取扱実務を告発し、委員会へ「苦情の申出」運動を展開するのも一案。

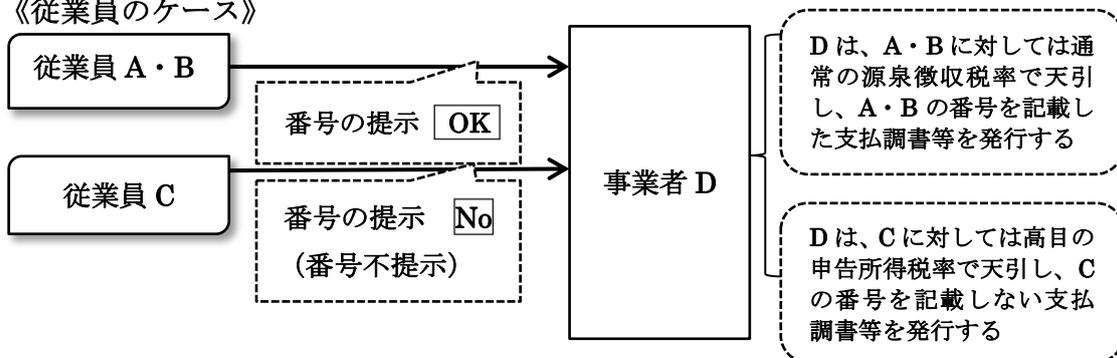
◆源泉徴収と「番号の持ち主」の特定番号情報の自己コントロール権の保障の必要性

～共通番号法に基づいて、企業/事業者などに共通番号/個人番号の告知/提示をする人、いわゆる「番号主体」、「番号の持ち主」または「特定個人情報主体」の特定個人情報（番号付き個人情報）の自己コントロール権をどのように保障するかは重い課題の一つです。番号を告知/提示しない人には、申告所得税の最高税率で源泉徴収して、源泉徴収された人が確定申告で調整できるようになっていると聞く。わが国でも、こうした制度を導入して、働く人の個人番号がブラックな雇用主などに渡らないようにする必要があるのではないのか。

◆高税率での天引き徴収で、「個人番号」の不提示を認める税制も一案

【図表11】支払を受ける者(特定個人情報主体)の自己コントロール権の保護案

《従業員のケース》



\*受給者が自分の個人番号を告知/提示をしないことを認める要件としては、「自己の個人番号の安全を確保することができないおそれがあること」、つまり特定個人情報（番号付き個人情報）の自己コントロール権を確保できないことを理由とするのも一案。

◆個人事業主も自己の個人番号のダダ漏れが心配

支払者が個人事業主の場合、支払調書の事業主の個人番号を記載させれば、当該事業主の個人番号は、洩れもれになる。早急な対応策が必要。

【図表12】共通番号実施後の支払調書のイメージ

平成 28 年分 報酬、料金、契約金及び懸賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は住所 埼玉県さいたま市浦和区仲町●—●—●●	氏名又は名称	山田隆夫	法人番号又は個人番号	4444	4444	1234
区分	細目	支払金額			源泉徴収税額		
報酬	講演料等	内	137	340	円	14	022
(摘要)							
支払者	住所(居所)又は住所 東京都豊島区西池袋3丁目2-1 JKビル	氏名又は名称	税理士 高橋 勝次 電話 03-3985-1111	法人番号又は個人番号	1234	5678	9012

12ケタの個人番号

13ケタの法人番号/個人企業の場合は、事業者の12ケタの個人番号を記載は危険!

整理欄	①	②
-----	---	---

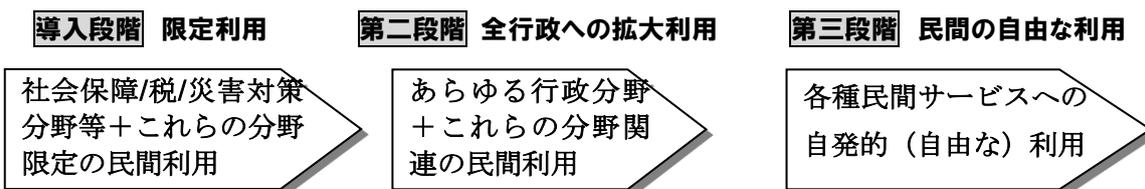
【対応策案】個人事業主の場合、事業主の個人番号から「新たな事業者番号」を組成し、事業目的ではそれを使うべきである。モデルとしては、アメリカの課税庁（IRS）が制度化している個人の共通番号（SSN）とは別個の「雇用者番号（EIN=employer identification number）」（アメリカの場合は、個人/法人共通）の仕組みが参考になる。

◆事業者にも重荷で、ダダ漏れ必至で国民に不安、危ない共通番号の今後

わが国政府や産業界は、いまだ共通番号制が実施されていなのにもかかわらず早、共通番号のエスカレート利用を画策。しかし、フラットモデルの共通番号の利用拡大をすれば、ダダ漏れは必至。アメリカのように、共通番号（SSN）を悪用した「なりすまし犯罪者天国化」は時間の問題。この点、カナダは、2000年に SIN（Social Insurance Number/社会保険番号）の利用制限に舵を切り、2014年には、SINの悪用防止対策としてプラスチック製の SIN カードの発行を停止（廃止）した。

【図表13】日本とカナダでの共通番号利用政策の比較

《日本》



《カナダ》



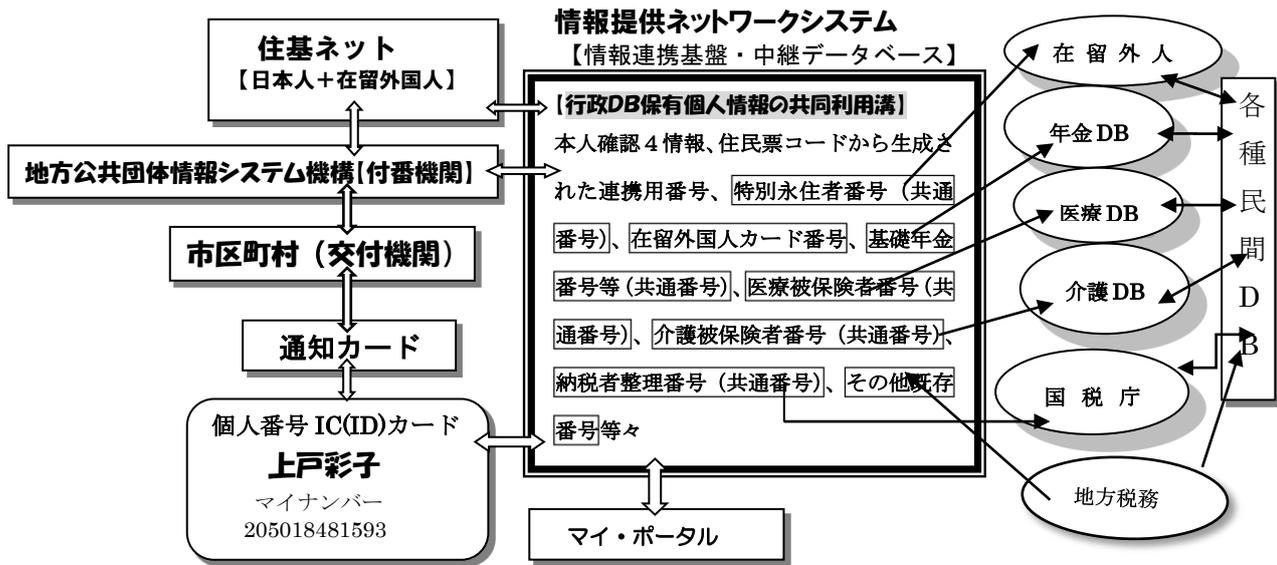
【図表14】廃止されたカナダの SIN カード・サンプル



◆パスワードを頻繁に変えて安全を確保する時代に生涯不変の見える個人番号/パスワードを汎用する愚策～預貯金の番号管理拡大どころではない！

政府は、比較的安心/安全な分野別番号制（セクトラルモデル）の採用可能であったのにもかかわらず、一番不安で危ない共通番号制（フラットモデル）を採用。

【図表15】住基ネットをベースとした共通番制と個人番号カード制(フラットモデル)のイメージ



【図表16】住民票コードとリンケージした分野別番号制(セクトラルモデル)の仕組み

